

令和6年度

「学校いじめ防止基本方針」



常陸太田市立里美小・中学校

平成26年4月	策定
令和4年4月	一部改訂
令和5年4月	一部改訂
令和6年4月	一部改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめについて

○ いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条「児童等は、いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

○ “いじめ”とは（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめによる“重大事態”とは

①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められる事案

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・児童生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ・児童生徒が身体に重大な障害を受けた場合
- ・児童生徒が金銭（高価な物品）を奪い取られた場合 等

②相当の期間（年間30日、もしくは一定期間連続して）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められる事案

(2) いじめの基本認識

○ 教師がもつべきいじめ問題についての基本的な認識

- ・いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
- ・いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと。
- ・いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要であること。
- ・いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること。

(3) 学校及び教職員の責務

○ すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように

- ・学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。
- ・いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ・いじめが発生した場合は、その再発防止に努める。
- ・保護者や関係機関との連携を図りながら、いじめに関わる取組を行う。

(4) 取組のための組織 … 「いじめ問題対策会議」

- 〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、S C
- 〈開催〉 定例会を年3回程度実施（いじめ事案発生時は、随時実施）
- 〈内容等〉
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
 - ・いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する児童生徒の理解
 - ・いじめ防止に関すること。
 - ・教職員への共通理解と意識啓発
 - ・児童・生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

2 いじめの未然防止のための6つの施策

人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させる。
- ・児童生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

道徳教育の充実

- ・道徳科の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童生徒の実態に応じて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童生徒の心を揺さぶる教材等を活用し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

体験的活動の充実

- ・児童生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得できるようにする。
- ・福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を積極的に取り入れ、体系的に学習を展開する。

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを取り入れる。

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットを通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の特性を踏まえて、これを防止するために児童生徒及び保護者に対して効果的に対処できるように、必要な啓発活動と指導を行う。
- ・児童生徒が、インターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるように、情報モラル講習会や「メディアコントロールチャレンジ」、学級活動での情報モラルに対する指導等を行う。
- ・家庭での情報機器使用のルールづくり・見直しを確認する。

保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者懇談会、学校 HP、学校・学年だより等による情報発信を行い、いじめ防止対策や対応等について啓発する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットによるいじめについて保護者等に幅広く啓発し、家庭での目配りや指導・管理を依頼する。

3 いじめを早期発見・対応するための6つの施策

日々の観察

- ・教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の会話等の機会を捉え、児童生徒の様子に目を配るとともに、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。
- ・毎週の生徒指導連絡会で情報交換・共有を行う。

観察の視点

- ・児童生徒の発達の段階を考慮し、丁寧かつ継続した対応を実施する。
- ・学級担任を中心に、全教職員で児童生徒が形成するグループやグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動等を察知した場合は、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

日記や連絡帳等の活用

- ・日記や連絡帳等を活用することにより、担任と児童生徒、保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係の構築に努める。
- ・気になる内容については、全教職員で共通理解を図るとともに、必要に応じて、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談（カウンセリング等）の実施

- ・教職員と児童生徒、保護者との信頼関係を構築する。
- ・日頃から、教職員の声かけや児童生徒、保護者が気軽に相談できる環境をつくる。
- ・毎月のアンケートと関連させ、実態に応じて教育相談を実施する。
- ・「いばらき子ども SNS 相談室」などの公的相談機関を周知する。

いじめ実態調査アンケート

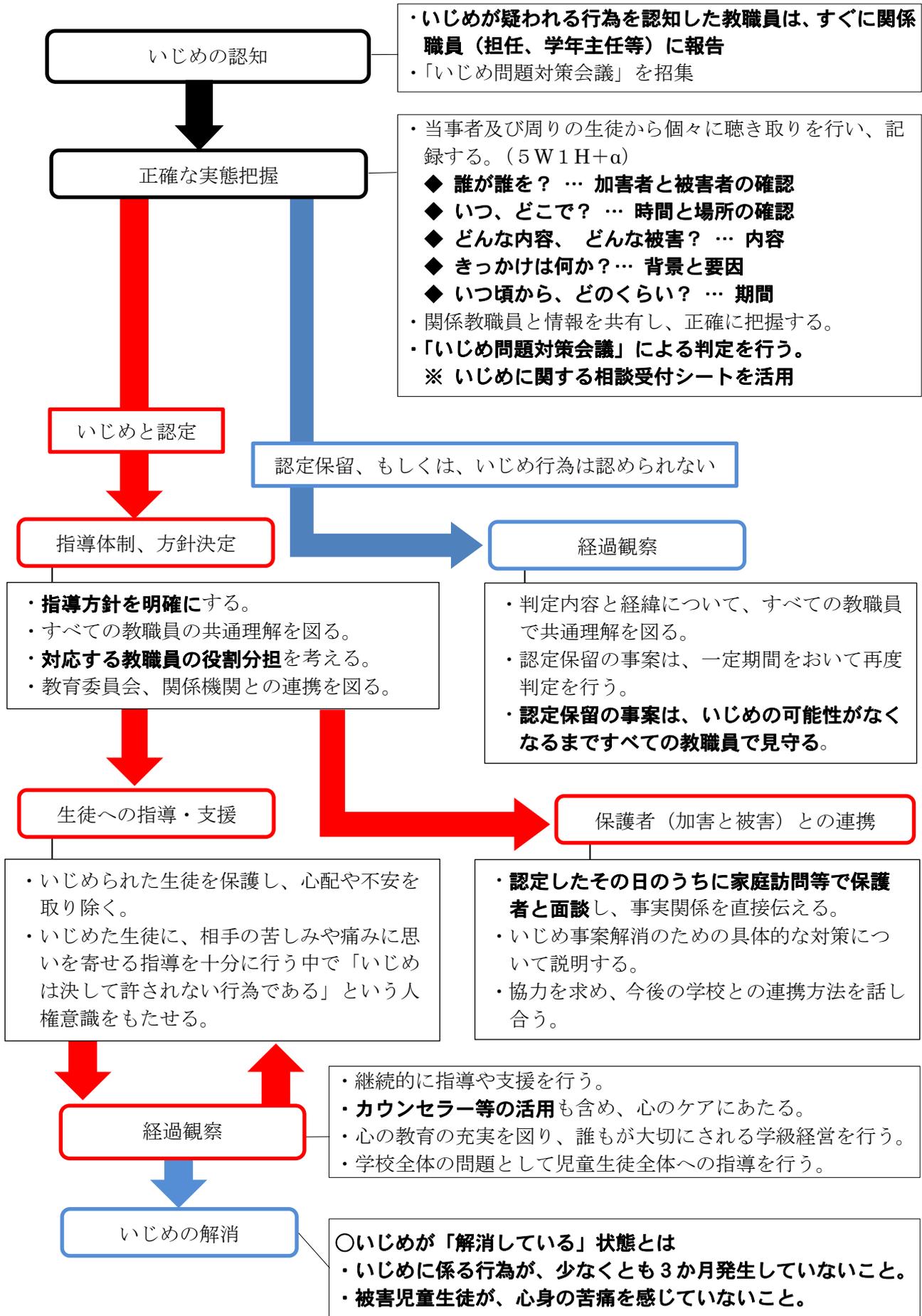
- ・アンケートは、発見の手立ての1つであることを認識した上で、毎月の「学校生活アンケート」を実施する。
- ・実施にあたっては、無記名や持ち帰り等、児童生徒の実情に応じた方法で行う。
- ・オンライン相談室を常時開設し、児童生徒の悩みや不安を受け付ける。

関係機関等との連携

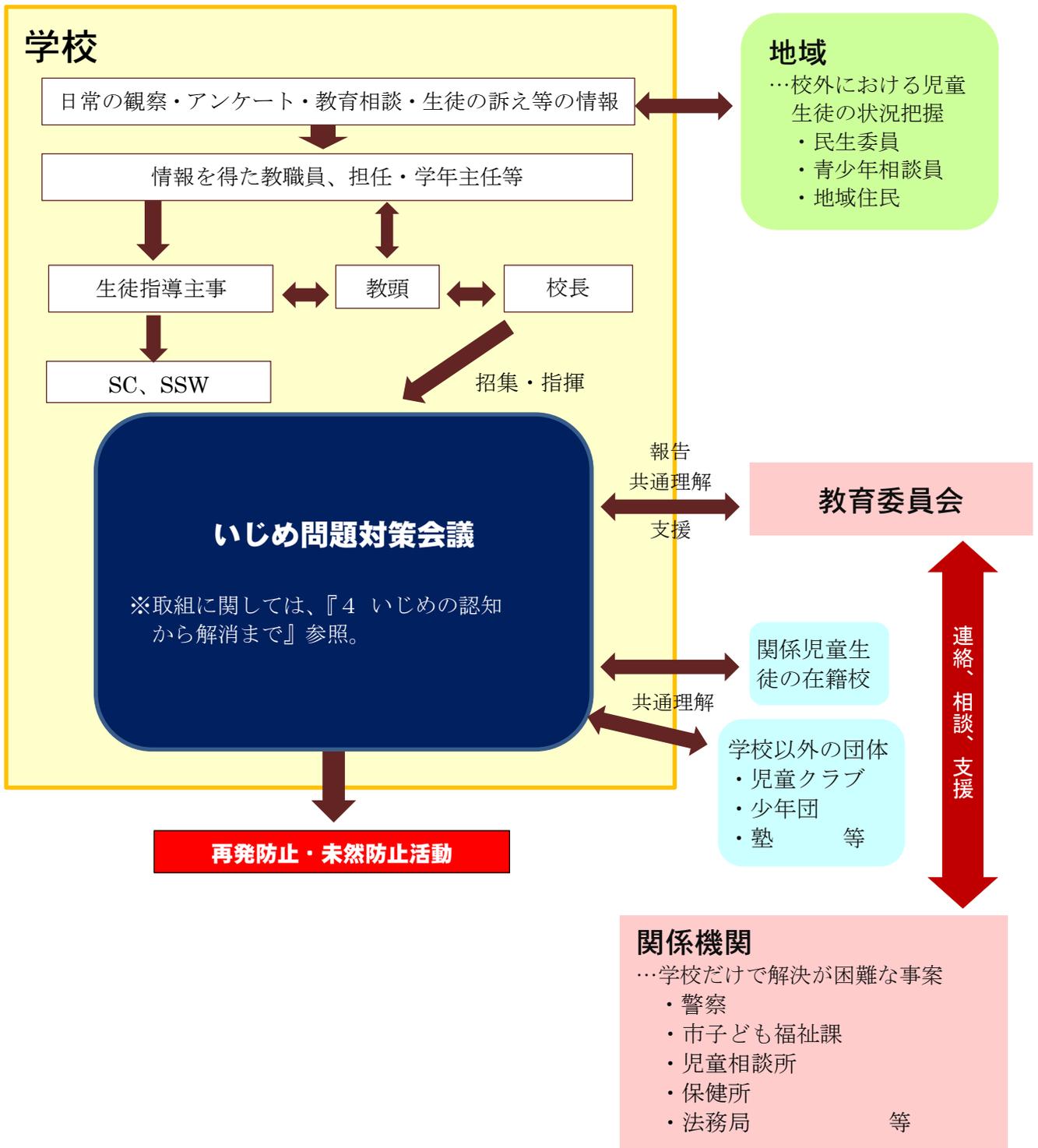
以下の関係機関等と連携を図り、早期発見に努め、迅速に対応する。

- ・ S C
- ・ S S W
- ・ 市教育委員会
- ・ 警察
- ・ 市子ども福祉課
- ・ 児童相談所

4 いじめの認知から解消まで … 学校全体の取り組み



5 関係機関等との連携 … いじめの未然防止と迅速な対応のために



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、その日のうちに対応することを基本とする。

6 重大事態への対応

児童生徒がいじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対応を行う。

(1) **発生報告**

重大事態が発生した旨を、常陸太田市教育委員会及び茨城県教育委員会に報告する。

(2) **実態把握**

速やかに当該事案に対応するため、いじめ問題対策チーム会議を設置し、事実関係を把握する。

(3) **被害者対応**

いじめの被害を受けた児童生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。

(4) **加害者対応**

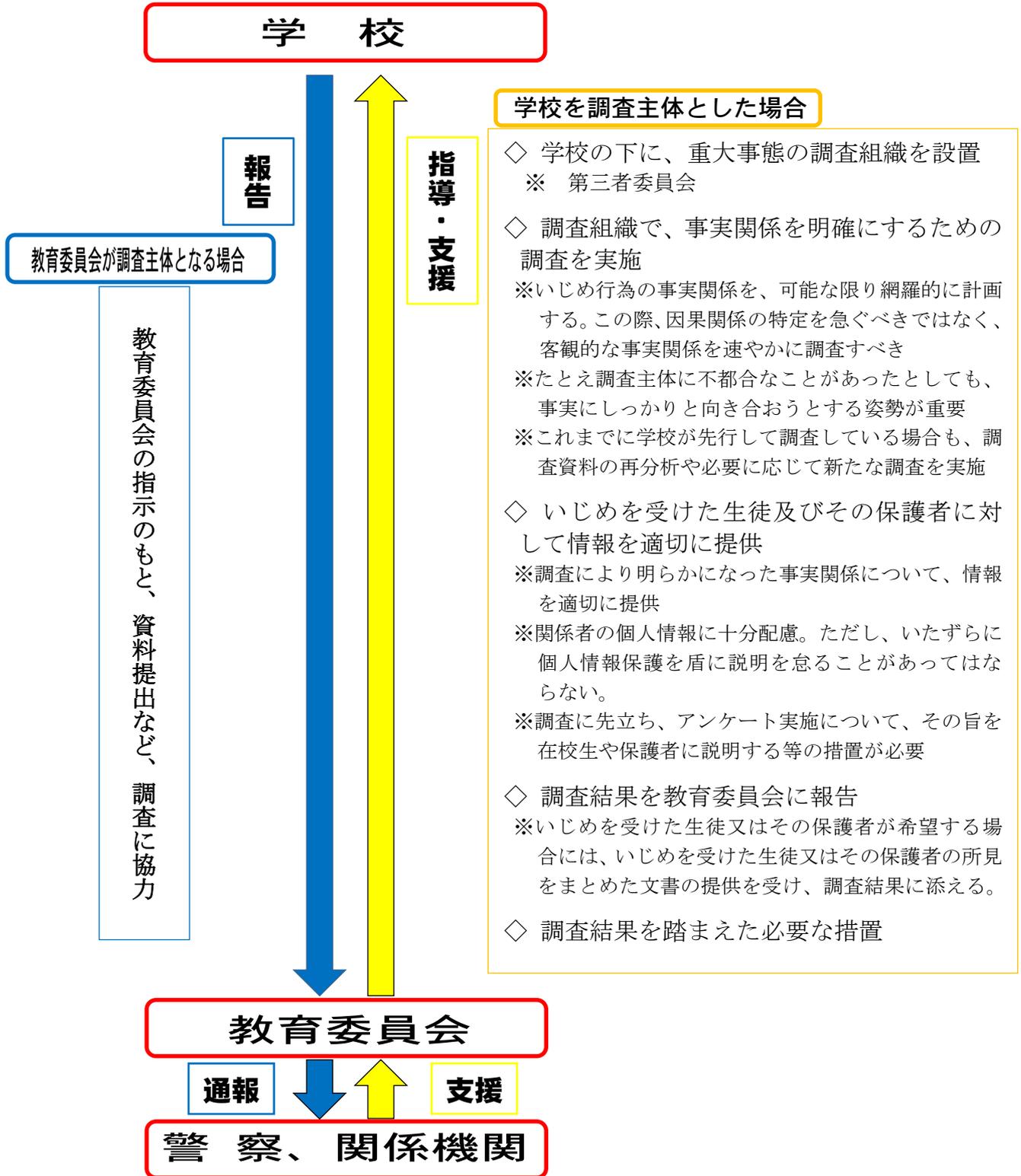
いじめの加害者に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

(5) **調査結果報告**

調査結果については、常陸太田市教育委員会及び茨城県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適時、適切な方法で提供する。

(6) **解消と再発防止、同種事態の発生防止**

いじめの被害を受けた児童生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や適切な指導を行うとともに、継続的に見守り、再発の防止に努める。



7 教職員の共通理解と指導力の向上を図るための2つの施策

実践的研修

- ・ カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実践し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ・ 年3回、配慮を要する児童生徒の研修を行い、共通理解を図る。
- ・ 定期的に生徒指導連絡会を行い、情報交換を密にし、組織として適切な支援ができるようにする。

事例研究

- ・ 事例研究を通して、具体的な対応方法等について理解を深め、いじめ対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識をもち、同種はいじめの再発を防止する。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

8 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- いじめを早期発見するための取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。